数値限定発明と先使用権2024 [On Line]

~他社の数値限定発明特許にいかに対抗するべきか~

数値限定発明とは、「発明を特定するための事項を、数値範囲により数量的に表現 したもの」で、特に化学系や材料系の分野において出願されており、通常の発明には ない固有の問題が種々あります。他社問題特許がある場合、対策は基本的に、非侵害 の検討、無効化の検討、先使用権の検討ということになりますが、本セミナーでは、 過去に数値限定発明特許の先使用権が実質的に争われた全ての裁判例のすべてをご紹 介しつつ、先使用権の検討をどのように進めていけばよいかについて分かりやすく解説 いたします。併せて、他社の数値限定発明特許の対策における先使用の抗弁の位置づけ についても説明し、全体としてどのような対策を採っていけばよいのかについて解説 いたします。

なお、直近出た知財高裁のランプ及び照明装置事件についても取り上げ、今後の実務がどうなっていくかについて検討を試みます。 是非この機会に多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

【プログラム】

- 1. 先使用の抗弁に関する基礎知識
- 2. 数値限定発明特許に対して先使用の抗弁が実質的に争われた全ての裁判例(10件)
- (1) 先使用権が肯定された裁判例(6件)
 - ・大阪地裁令和3年9月16日「ランプ及び照明装置事件(一審)]
 - ・知財高裁令和6年4月25日 [ランプ及び照明装置事件(控訴審)]
 - ・大阪地裁平成24年1月26日 [フルオレン誘導体事件]
 - ·東京地裁平成20年3月13日[表面仕上金属箔事件]
 - ・東京地裁平成19年11月14日「半導体装置のテスト用プローブ針事件」
 - ・大阪地裁平成16年11月11日「AI系スパッタリング用ターゲット材事件】

- (2) 先使用権が否定された裁判例(4件)
 - ・東京地裁平成29年9月29日[ピタバスタチン事件(一審)]
 - ・知財高裁平成30年4月4日 [ピタバスタチン事件(控訴審)]
 - ·東京地裁平成21年8月27日「経口投与用吸着剤事件」
 - ・東京地裁平成16年9月3日「分岐鎖アミノ酸含有医薬用顆粒製剤事件」
- 3. 裁判例(9件)の分析と傾向
- 4. 自社製品について先使用の抗弁が認められるか どうかの簡易チェックの方法
- 5. 他社の数値限定発明特許の対策における先使用の 抗弁の位置づけ



【開催概要】

開催日

令和6年9月13日(金)14時00分~16時30分

開催方式

※Zoomを利用したオンライン形式で開催します。参加者の顔出しはせず、

チャット機能を活用し、講師への質問を受け付けます。 事前にご利用のPC・スマートフォン等で、ZOOMがご利用可能かご確認ください。

※オンラインセミナー終了後、約1ヶ月間(10/17まで)オンデマンド配信(有料)を行います。 開催当日ご都合が悪い方は、オンデマンド配信をご利用ください。

講師

啓孝氏(弁護士法人レクシード・弁理士法人レクシード・テック 弁護士・弁理士) 野中

受講料

会員6,500円 一般12,500円 (消費稅込)

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き(大阪発明協会法人会員のみ)

- 建(1)開催前3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。
 - (2)受講料請求書は、講座開催日の7日前頃に郵送いたします。
 - (3)他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

申込みフォーム



※左の二次元コードを読み取るか、下のURLから受講申込みフォームに入り、 お申し込み下さい。(裏面申込書は本年9月開講分より廃止いたしました)

http://jiiiosaka.jp/BforthForm/?id=3